

**東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の  
認可申請に関する説明  
(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)**

令和3年9月

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

## 2. 申請年月日

令和3年9月16日(木)

## 3. 実施予定期日

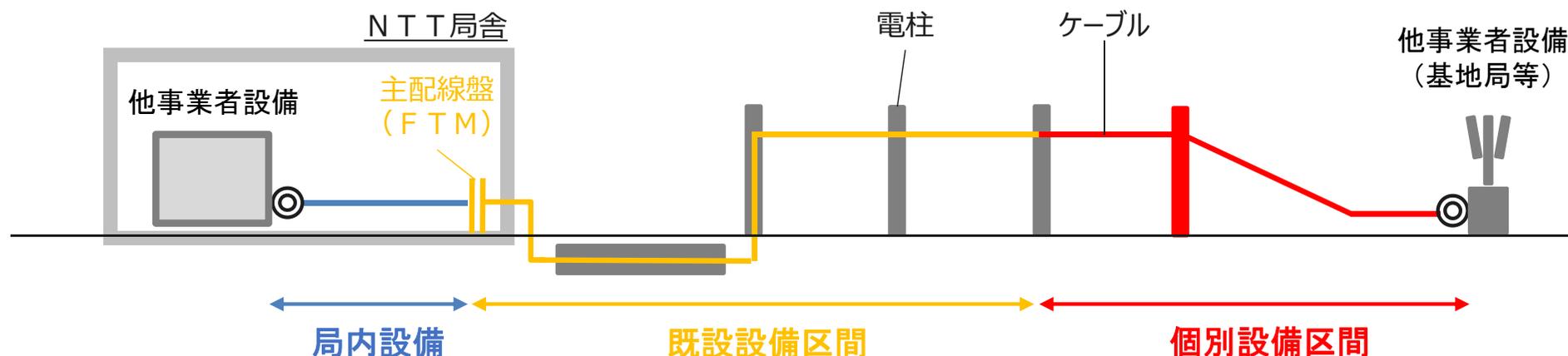
認可後、速やかに実施

## 4. 主旨

加入光ファイバ(特定光信号端末回線)に係る接続メニューの追加等

- NTT東日本・西日本では、これまでフレキシブルファイバという名称で、携帯電話事業者等に対し、既設設備が存在しない場所において、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきた。
- ※ ① NTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等、NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものと、② NTT東日本・西日本の光エリア外(ルーラルエリア)において新たに設備を構築して役務提供するものの2つに大別される。
- しかし、令和3年2月24日開催の「接続料の算定等に関する研究会」(以下「接続料研究会」という。)において、卸電気通信役務ではなく、接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえ、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところ。
- この方針を踏まえ、NTT東日本・西日本から、まずビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月24日に接続約款の変更認可申請が行われ、7月30日に認可された。
- 今般、さらにルーラルエリアに新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するとともに、事業者間での共用に係る手続及び卸から接続への移行に係る料金や手続を整備するために接続約款の変更認可申請が行われたもの。

## ■フレキシブルファイバの概要図



## 第2章 フレキシブルファイバに求められる対応

### 2. 接続で取り扱う範囲の明確化

#### (3) 考え方

2021年5月28日にNTT東日本・西日本から、事業者間で協議を行った上で、実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期等について総務省に対して以下の(1)から(5)までのとおり報告があり、本研究会においてこれについて議論を行った。

(1)ビル屋上等のフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

(略)

#### (2) ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設

- 各事業者とさらなる協議を行った上で、2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定((2)～(4)を同時に申請)している。
- 接続拒否事由に該当するか否かについて、卸役務で提供不可の設置場所については、接続でも同様に提供が困難であり、接続拒否事由として「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」を接続約款に規定する。
- ルーラルエリアに設置する場合の保守・故障修理作業の実態を調査し、NTT東日本・西日本の光エリア内と差分がある場合には接続料金に反映する。

※下線は事務局において付したもの。

### (3)卸役務から接続への移行

- ・ 2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- ・ 加入光ファイバとの一体的な申込みのため受付体制・システムを準備している。
- ・ 必要最小限の費用で卸役務から接続に移行できるよう、移行を希望する回線の申込みを一定期間内に受け付け、一括で移行する想定である。
- ・ 卸役務で提供されるビル屋上等のフレキシブルファイバ(2021年4月1日より前に申込みがあったもの)及びルーラルエリアのフレキシブルファイバについて、接続への移行の申込みが遅滞なく行われた場合には、2021年6月1日から接続に移行するまでの間の卸料金と接続料相当の料金額の差額を遡及精算する。
- ・ 卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担(ビル屋上等は2021年4月1日以降に申込みのあった回線、ルーラルエリアは2021年6月1日以降に申込みのあった回線)又は最小限の移行費用(前述の申込み日より前に申込みのあった回線)で移行可能とする。

### (4)接続における複数事業者の設備共用

- ・ 2021年度の第2四半期(7月～9月)に接続約款の変更認可申請を予定している。
- ・ 接続メニューでは、より事業者間での共用を促進するため、全ての事業者間で共用可能にすることを前提に、事業者間で協議を進め、7月中を目途に認識を合わせていく。
- ・ 協議では、新規に設置する回線の共用ルールから検討することを提案しており、今後具体的な運用フローや費用按分方法等について速やかに協議を実施する。

### (5)加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続

(略)

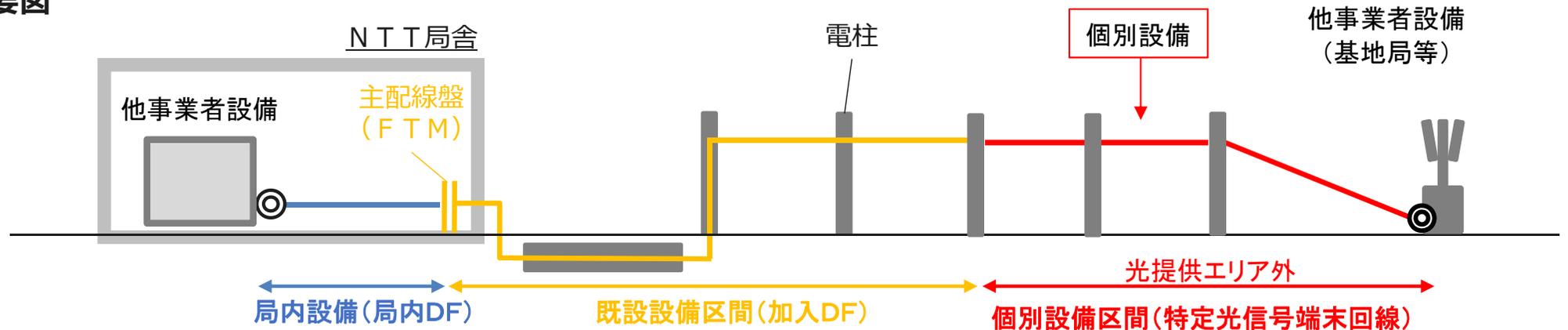
総務省においては、これらのNTT東日本・西日本から報告があった内容に関する対応状況を、接続約款の認可プロセス等を通じて確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当である。

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

# 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料の概要

- 今般申請のあった新たな接続メニューは、令和3年7月30日認可済の「光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)」とは異なり、**光提供エリア外の場所(ルーラルエリア)**に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間の光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、**個別設備区間**と、**既設設備区間**(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の**局内設備**(局内ダークファイバ)を**組み合わせて提供**されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能。)
- ビル屋上と同様、**局内設備、既設設備区間については既存の接続料**(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、**個別設備区間については、接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定**(共用のルールは後述。)
- ※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている。)
- 個別設備区間の網改造料の**算定に用いる比率は、ルーラルエリアもビル屋上と同様。**

## ■ 概要図



	局内ダークファイバ※1 【既存接続料】	加入ダークファイバ (シングルスター方式)※1、※2 【既存接続料】	特定光信号端末回線 【新規接続料】
接続料	NTT東日本:363円 NTT西日本:317円	NTT東日本:2,248円 NTT西日本:2,312円	網改造料として算定 (設備管理運営費+他人資本費用+自己資本費用 +調整額+利益対応税)×(1+貸倒率)

※1 令和3年6月2日に認可された令和3年度適用接続料を記載。

※2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負担加算料(NTT東日本:161円、NTT西日本:143円)、回線管理運営費(NTT東日本:35円、NTT西日本:55円)を含む。

# 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に関するその他の料金等

- 特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおりで、**認可済のビル屋上と同様**。
- **特定光信号端末回線管理機能**については、接続の申込みの受付を行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の**接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能(接続専用線)の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算**を実施予定。
- なお、**接続拒否事由については**、「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」や「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」に該当する可能性はビル屋上に比べて高くなるものの、**既に接続約款に規定されている接続拒否事由に新たな類型を追加するものではないことから、接続拒否事由に関する接続約款の規定の追加・変更は行わない**。

項目	概要	料金
① 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	N T T 東日本 : 339円 N T T 西日本 : 558円
② 既設基盤設備の利用料	既設の管路・電柱を利用する場合の負担額	既存の管路・電柱を利用する場合の負担額を準用
③ 撤去に係る負担額	特定光信号端末回線の撤去に係る負担額	網改造料における利用中止費を適用
④ 特定光信号端末回線に係る情報調査費	概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費	作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

# (参考)フレキシブルファイバのルーラルエリアに係る卸料金と今回の申請接続料の比較

赤枠内は委員限り

- NTT東日本・西日本から、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費120万円として、ルーラルエリアのフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定光信号端末回線の接続料等の料金を比較**した場合の試算が示された。
- これによれば、**NTT東日本・西日本ともに、ルーラルエリアにフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申請の料金の方が3割程度低廉**になる見込み。

	NTT東日本			NTT西日本		
	卸料金	接続料	差分	卸料金	接続料	差分
計 (①+②+③) (円/月)		15,678			15,836	
①既設設備区間		2,611			2,629	
局内区間		363			317	
加入区間		2,248			2,312	
②個別設備区間		12,728			12,649	
設備管理運営費		12,600			12,500	
保守費相当 (④×⑤)※1		2,600			2,500	
減価償却費相当※2		10,000			10,000	
報酬		64			89	
基盤設備利用料		64			60	
③フレキシブルファイバ回線管理運営費		339			558	

(参考)

④創設費 (円)※3		1,200,000			1,200,000	
⑤年経費比率		2.6%			2.5%	

※1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。

※2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。

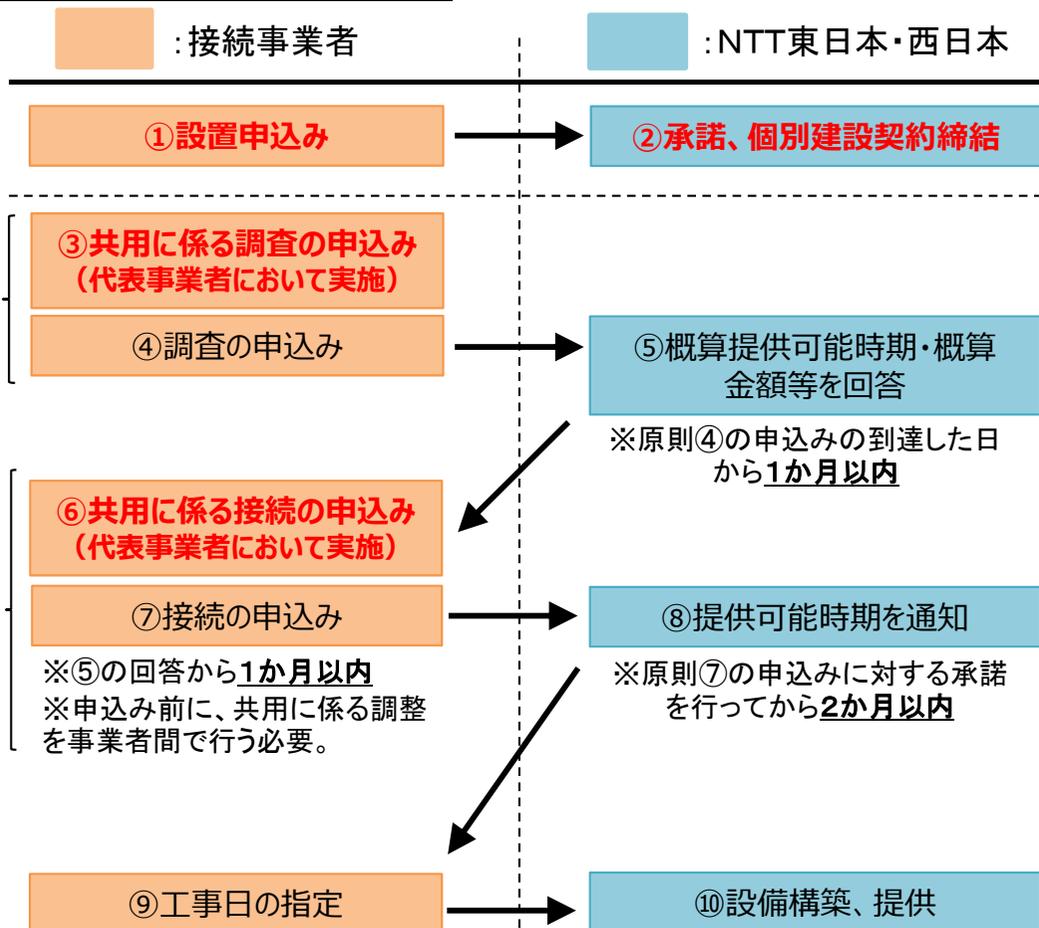
※3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ルーラルエリアのサンプルデータ(2020年8月~10月の全件)の平均創設費は約120万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
- 2. 事業者間の共用に係る手続等**
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

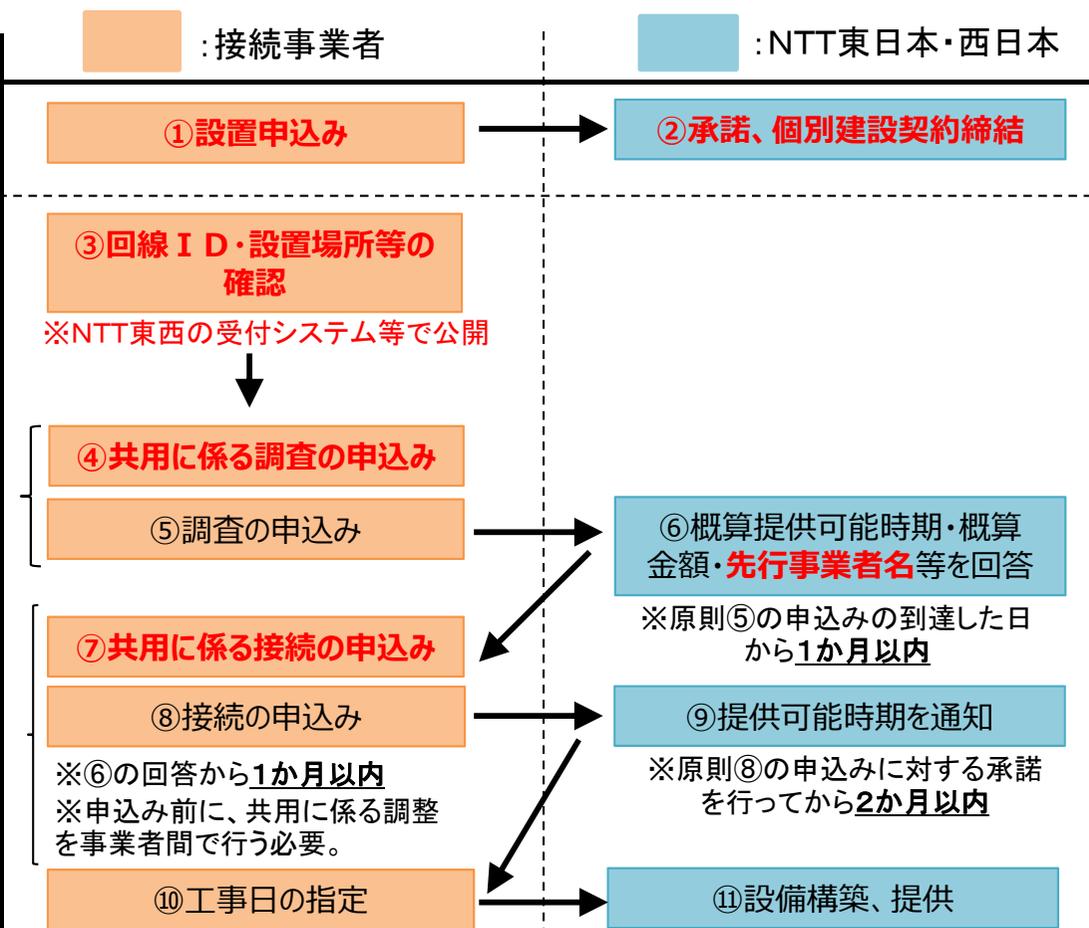
- 事業者間の共用については、**全事業者が共用可能**とし、**ケーブル内の芯線に空きがあれば**、ケーブルの分岐箇所が1か所を超えない前提で、**共用を承諾**(共用を行わない場合に比して著しく不経済となる場合等を除く。)
- また、特定光信号端末回線の**共用に係る手続**を、認可済の**ビル屋上の手続フロー**をベースとしつつ、**下図のフロー**を前提として、**接続約款上の規定を追加的に整備**。
- 概算金額や提供可能時期等の**回答に要する期間**については、原則はビル屋上と同様としつつも、**ルーラルエリア等へ提供するために規模の大きな工事が必要となる場合等においては、当該期間を超過することがある旨を規定**。

## ■ 接続申込み等のフロー (赤字部分が約款追記事項)

### (1) 新規開通時における共用



### (2) 開通後の事後共用



## 事後共用における設備の特定について

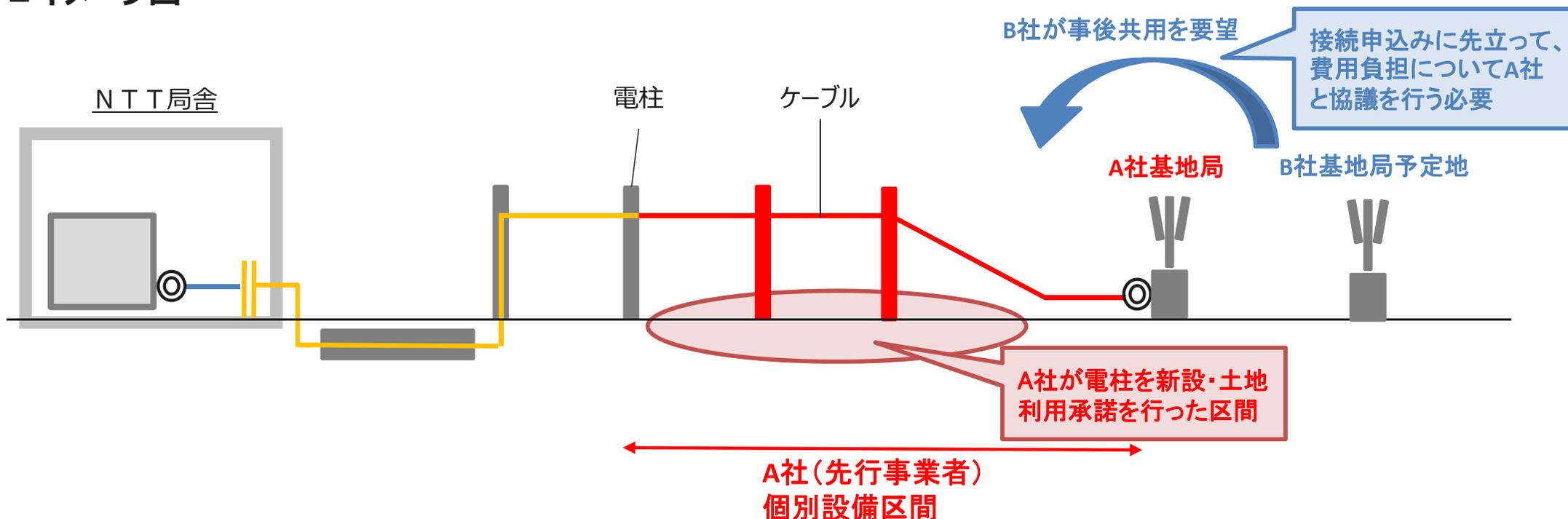
- 既設の特定光信号端末回線については、その回線を収容する光ケーブルの敷設にあたって、その回線の利用事業者（以下「先行事業者」という。）が電柱・管路の新設や、土地の利用許可申請等を行っている場合があるため、当該回線について事後共用を要望する事業者は、その費用の扱いについて先行事業者と協議を行った上で、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う必要がある。
- このため、事後共用を要望する事業者は、共用に係る調査の申込み在先立って、自社が敷設を予定している設置場所の近傍の特定光信号端末回線の有無を把握する必要があることから、
  - ①NTT東日本・西日本の受付システム等において既設の特定光信号端末回線の「通番（回線ID）」「収容局」「設置場所住所（町丁目）」を開示。

その後、当該事業者から調査の申込みがあった場合には、

  - ②NTT東日本・西日本から、概算提供可能時期・概算金額の回答に合わせて、先行事業者名を回答。

当該事業者はその先行事業者と協議の上、NTT東日本・西日本に共用に係る接続の申込みを行う。
- この手続フローを実現するため、接続約款において、①②が守秘義務の例外である旨を新たに規定。

### ■イメージ図



1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. その他の約款変更事項

- 卸電気通信役務(以下「卸」という。)として既に提供されている又は申込済みのフレキシブルファイバについて、接続メニューへ移行する際の手続や費用を以下のとおり規定。

項目	詳細						
① 移行の対象となる回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東日本・西日本が別途定める<b>期限</b>(現時点では2021年12月頃を予定)までに<b>移行の希望があったもの</b>。</li> <li>・一つのケーブルに収容されている、卸として提供されている回線が全て指定されている場合(同一収容ケーブル内に、卸として提供される回線と、接続として提供される回線が混在することを避ける目的)。</li> </ul>						
② 移行に係る費用	<p>NTT東日本・西日本が接続料研究会等において示した方針(本資料のスライド4を参照)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>原則として、移行に係る費用はNTT東日本・西日本において負担。</b></li> <li>・ただし、<b>令和3年3月末までに卸として申し込まれた回線については、一部費用(※1)は各事業者側で負担。</b>具体的な金額(下表(1)及び(2)①)については下表の算定式に基づき、今後NTT東日本・西日本が算定(現時点では2022年3月頃を予定)。</li> </ul> <p>(※1)表:接続事業者側で負担する費用について</p> <table border="1" data-bbox="389 783 2181 1270"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 783 853 850">内容</th> <th data-bbox="853 783 2181 850">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 850 853 983">(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用</td> <td data-bbox="853 850 2181 983">当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 983 853 1270">(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合</td> <td data-bbox="853 983 2181 1270">料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	内容	料金	(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額	(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額
内容	料金						
(1)接続として提供する回線を管理するシステムへの登録に要する費用	当該システムへの登録のために必要となる費用(システムの開発及び登録に係る費用(外注費、物品費、人件費等の費用をもとにNTT東西が算定。))を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額						
(2)その他、移行に際して追加的な作業が発生した際の費用例 ①局内回線のID変更に伴うビル内での示名条片変更作業 ②その他事業者からの要望に応じて現地調査を行う場合	料金表第2表(工事費及び手続費)第1(工事費)2(工事費の額)2-4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額						
③ 創設費や取得固定資産価額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>卸において創設費を支払った設備については、接続への移行後も、創設費は支払済みとして設備管理運営費を算定(※2)。</b></li> <li>・また、設備管理運営費の算出に当たって、開通から一定期間以上を経過している等により、NTT東日本・西日本において取得固定資産価額を把握できない場合には、卸の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、事業者と協議の上取得固定資産価額を決定。</li> </ul> <p>(※2)網改造料の算出における「設備管理運営費」について、「法定耐用経過後においても更改していない」とみなし、「当該設備の取得固定資産価額」×「類似設備の設備管理運営比率」のみで算定。</p>						

1. 特定光信号端末回線(ルーラルエリア)の接続に係る接続料等
2. 事業者間の共用に係る手続等
3. 卸から接続への移行に係る手続及び費用
4. **その他の約款変更事項**

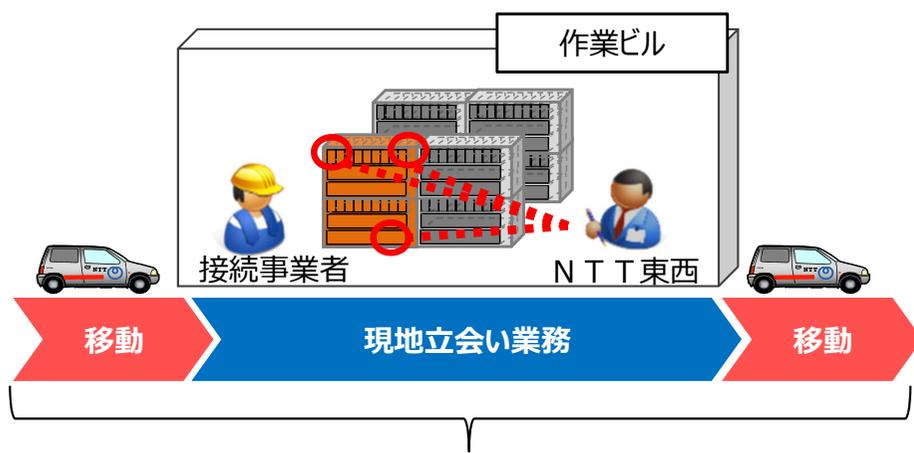
## 1. 自前工事における立会いの遠隔化について

- コロケーション設備の設置に際して、**接続事業者がNTT東日本・西日本の局舎内において自前工事を行う際**、誤挿入・誤抜去等の事故を未然に防ぐ観点から、**NTT東日本・西日本による立会いを必要**としている。
  - 現在は、NTT東日本・西日本の作業員が現地に赴いて立ち会っているところ、より柔軟にNTT東日本・西日本側の稼働を確保可能にする観点から、**2022年1月を目途に、接続事業者が希望する場合には**、工事实施場所に設置したカメラを通じて遠隔拠点から確認を行うことで、現地での立会いに代えること(以下「**遠隔立会い**」という。) **を選択できるようにする予定**であり、このための接続約款の規定の整備を行う。
  - なお、遠隔立会いを行う場合、NTT東日本・西日本側の移動時間が不要となる一方で、接続事業者側において、必要な機材(カメラ等)の設置・遠隔拠点との通信確認に係る作業が生じるところ、接続事業者での作業習熟により作業時間が変動することが想定されるため、**当面の間、遠隔立会いに係る手続費は実費として規定**。
2. その他、**イーサネットフレーム伝送機能及び端末回線伝送機能を用いたNTT東日本・西日本利用部門が提供するサービスについて**、2022年1月より**400Gbpsでの伝送を開始することに伴う接続約款**(料金表・技術的条件)の**変更**も予定。料金表では、端末回線伝送機能について、400Gbpsでの伝送も既存(2~100Gbps)の料金を適用できるようにするための規定整備を行う。

### ■ 1. 遠隔立会いの概要

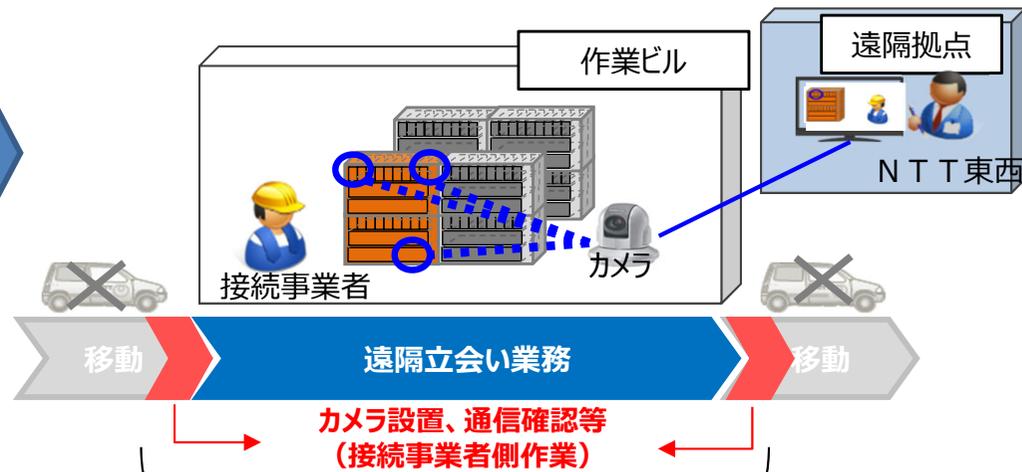
接続事業者は、現地での立会い又は遠隔立会いを選択可能。

現行の運用 [現地立会い]



手続費は、「立会いに要する時間」×「作業単金」をベースに、既に単金化済み

今後追加する運用 [遠隔立会い]



手続費は、「立会いに要する時間」×「作業単金」をベースに、当面の間実費として規定

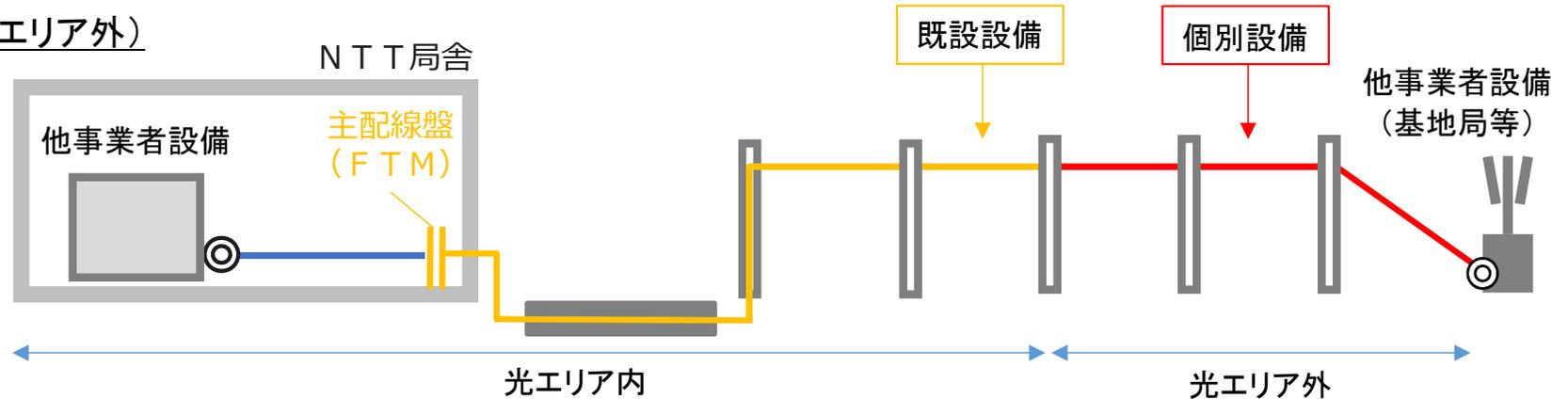
**(参考資料)**

## (参考)フレキシブルファイバの概要

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

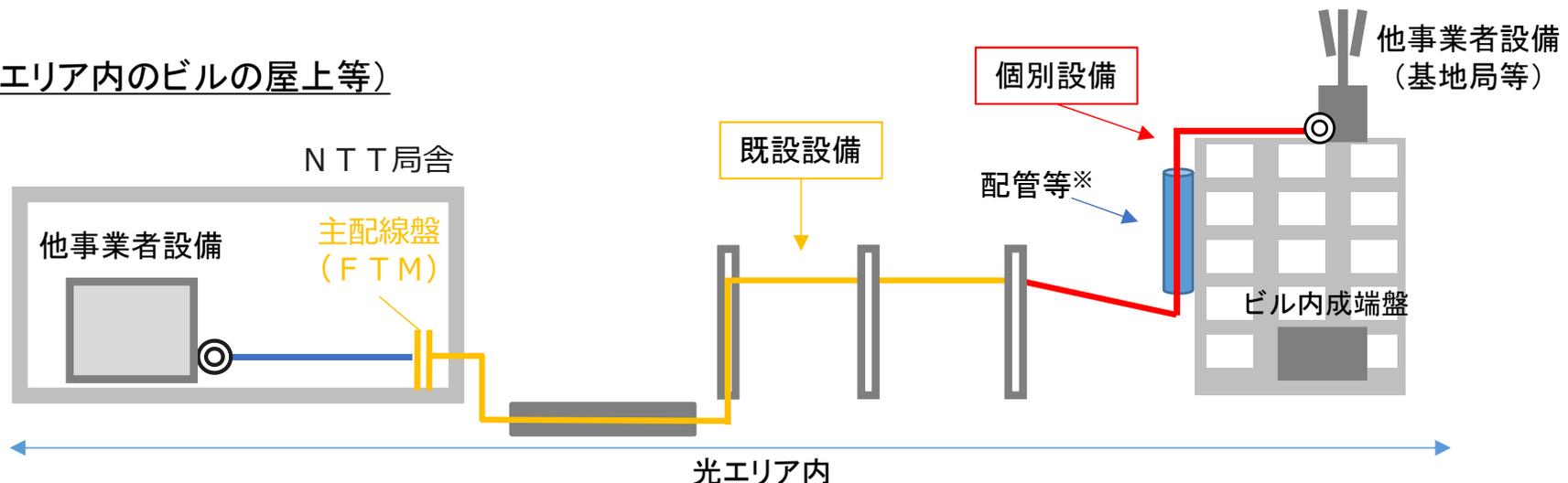
### フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



### フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

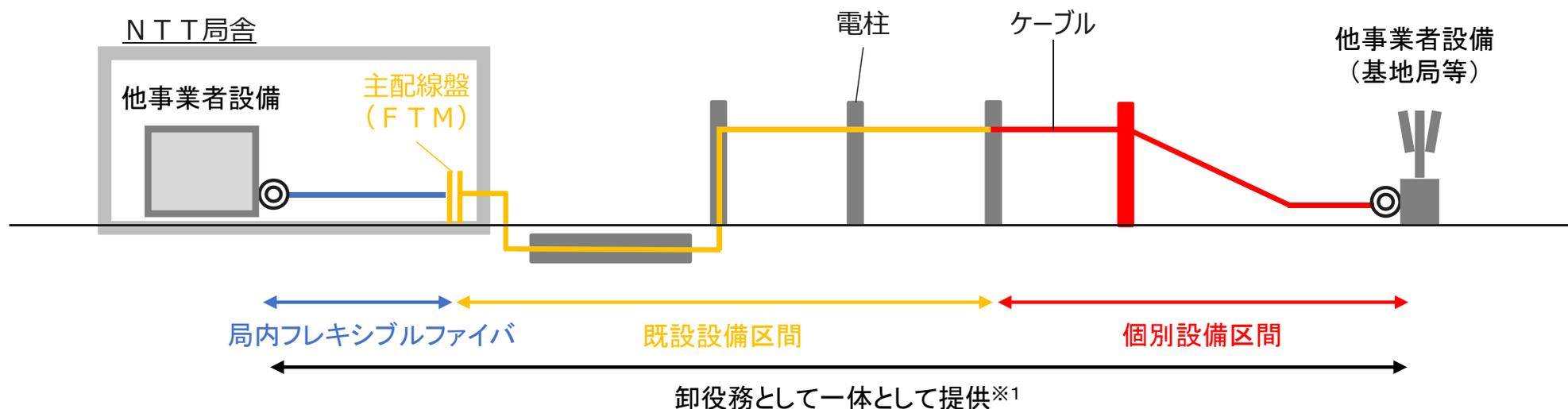
NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。



※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

## フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。  
 ※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。  
 ※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。  
 ※4 報酬等を含む。

## (参考)フレキシブルファイバの提供回線数の推移

赤枠内は委員限り

19

○ 2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は  と増加傾向。

○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、

している。